

平成31年度第2回広島市大規模小売店舗立地審議会 会議概要

- 【日 時】 令和元年12月20日（金）15時00分～16時20分
【場 所】 広島市役所本庁舎14階 第7会議室
【出席委員】 委員8名中5名出席
塚井誠人（会長）、三浦浩之、生田顕、細田みぎわ、川原直毅
【対象店舗】 （仮称）ケーズデンキ広島本店
【公開・非公開の別】 公開
【傍聴者】 1名
【配付資料】 別添のとおり

【会議要旨】

1 広島市経済観光局産業振興部商業振興課からこれまでの経緯等を説明

2 店舗設置者から計画概要を説明

3 質疑応答

(1) 交通関係

■質問 1-1 店舗北西側に位置する市道南1区比治山蟹屋線の中央分離帯について、一部空いている箇所がある。旧市内方面から大正橋を通過してきた車両が、当該箇所を越えて右折入店したり、Uターンして入店したりしないか。

□回答 1-1 案内看板を設置して対策している。そもそも、当該箇所を右折しての入店は逆走となることから道路交通法上認められない。また、Uターンは来店経路としては推奨していないことから、営業開始直後等には交通整理員を配置し、適切な誘導を行うこととする。

■質問 1-2 近くに球場があるが、プロ野球の試合開催時等には周辺道路が相当混雑する。観戦者用に駐車場を開放するのか。

□回答 1-2 駐車場出入口にはゲートを設けており、ゲートの運用方法自体は検討中であるが、店舗利用者には駐車券を交付するなど、観戦者含め店舗利用者以外には駐車場を利用できないように運用する予定としている。

■質問 1-3 通常、来店客は、店舗が設定・推奨している経路どおりには来店しない。それを前提にルート設定や案内をするべきではないか。例えば、現段階で、ナビ等に店舗所在地を入力した際、どのようなルートが表示されるのか調べているのか。

□回答 1-3 検索する地点により様々なルートが表示されると思われるが、周辺の道路が通常でも混雑していることや大正橋を北進した場合右折できないこと等を大々的に周知を行うことで、適切な来店経路を訴えかけていくこととしている。

■質問 1-4 実際に誤った経路で店舗周辺まで来てしまった来店車両に対して、どのような対策を考えているのか。

- 回答 1-4 交通整理員の配置により適切な流れを作りたいと考えている。
特にオープン時は店舗南東側に臨時駐車場を設けることを検討しており、誤った経路で来店してしまった車両はこちらを案内することとしている。オープン時の来店客は、継続して来店いただける割合が高いことから、二度目以降の来店時には適正な経路で来店いただけると考えている。
- 質問 1-5 市内中心部方面から大正橋を北進してしまった場合に、入口①や出入口①において入店することができないことから、そのまま西蟹屋町交差点を右折し、更に入出口③において右折入店しようとする懸念がある。そのため、西蟹屋町交差点あたりで事前に適切な経路を案内する必要がある。
また、現在計画している案内看板では、「右折入場ご遠慮ください」としか書かれていないので、どうすれば良いのか答えがない。案内看板等で来店経路自体を案内することはできないのか。
- 回答 1-5 設置自体は検討できるが、案内看板を注視してしまい逆に危険ではないかという懸念がある。
- 質問 1-6 繁忙時等の混雑に対しては、基本的には交通整理員の配置により対応するようだが、既存店での実績はあるのか。
- 回答 1-6 オープニングセール時等において、今まで1台も問題がなかったとまでは申せないが、基本的には大きな混乱等なく、こちらが想定したとおりに対処できている。
- 質問 1-7 県道広島海田線を南下する来店車両に対して、どのような案内看板を掲出するのか。
- 回答 1-7 西蟹屋町交差点において右折するよう案内する看板を掲出する。既存店実績と比較してもかなり大きなもので、相当手前から確認できるものとなっている。
- 質問 1-8 駐車場内の誘導サインはどのように掲出するのか。
- 回答 1-8 天井からの吊り下げと路面標示である。
- 質問 1-9 駐車場内に横断歩道は設置するのか。
- 回答 1-9 来退店者が集まるところには設置するようにしている。
- 質問 1-10 駐車場内において、直進して走行可能な箇所が何か所かある。スピードを抑制する対策は何かあるか。
- 回答 1-10 直線となっている箇所には、滑り止め効果のあるラインを引くこととしている。
- 質問 1-11 駐車場の入庫待ちスペースは十分確保されているか。
- 回答 1-11 入庫ゲートを設けるすべての出入口において、スペースは確保している。
- 質問 1-12 敷地西側の従業員用等駐車場はゲートの外にあるが、どのように運用するのか。
- 回答 1-12 基本的に従業員が止めることになる。空いている箇所はカラーコーン等を設置する。
- 質問 1-13 市道南1区比治山蟹屋線に面した歩道についてはセットバックして幅員を広くとっているため、入口①で交差する歩行者・自転車の安全確保が図

られている一方、出入口①の西側やその他の出入口は敷地境界からそのままの歩道幅員となるため、安全確保に十分な配慮をお願いしたい。

□回答 1-13 出入口近くの案内看板に回転灯を設置することとしており、出庫車両がある際に注意喚起を行うこととしている。

(2) 騒音関係

■質問 2-1 昼間の等価騒音レベルの予測結果において、予測地点Cが基準値と同値の60dBとなっているが、要因は何か。

□回答 2-1 換気口による定常騒音に因るところが大きい。計算上は壁面を騒音源として計算しているが、実際に騒音源となる機器は建物の内部に設置しており、安全面をみて計算していることから問題ないものと考えている。

(3) 景観関係

■質問 3-1 緑化計画書によると、店舗敷地北西側一帯のほかにも、東側の端を一部細長く緑化することとしている。何か意味があるのか。外から見えるのか。

□回答 3-1 計算上必要であったことから当該箇所を緑化することとした。歩道から見るとは可能である。

■質問 3-2 広島市景観計画区域内行為事前協議済証によると、景観形成広告整備地区における美観形成基準について、許可基準には適合しているが、誘導基準に一部適合していないと記載がある。どういった点が一部適合していないのか。

□回答 3-2 壁面に掲出する一部の屋外広告物（室内板）及び店舗南側の駐車場の料金の周知看板について、掲出内容・方法が確定していないことから、現在も協議を続けている。最終的には誘導基準も満たすようにする。

(4) その他

■質問 4-1 店舗立地場所は、猿猴川と府中大川の洪水浸水想定区域となっている。店舗の売場は2階であるため浸水の心配はないと思われるが、停電対策や1階駐車場における浸水対策について何か検討されていることはあるか。浸水対策を踏まえたうえで、店舗売場を進水時の一時避難場所に提供するなど地域防災への協力を検討されたい。

□回答 4-1 下水道局の指示を受けて雨水処理槽を設けた。下水道管も2系統設けるなど対策を行っている。地域防災への協力も市から要請があれば検討可能である。

4 委員の指摘事項

● 来店経路が分かりにくくなっていることから、来店車両に対して相当な注意を払い、誘導員を適切に配置するなど、必要な対策を行うこと。

● 来店経路を示す案内看板を掲出できないか検討すること。また、あわせて、案内看板が過剰に掲出されていないか確認するとともに、開業後の状況を把握する中で掲出内容については逐次柔軟に見直すこと。

- 広告やホームページ・アプリなどで来店経路の周知徹底を図ること。
- 営業開始後、交通処理対策の実施状況及び周辺交通状況の調査結果を市に報告すること。
- 今後も緑化できるところは可能な限り検討すること。また、緑化する際には意義のある場所を選定すること。